

令和4年度 第2回
地域と学校パートナーシップ事業
運営協議会 資料

資料1

新潟市地域と学校パートナーシップ事業
実施要綱

資料2

新潟市地域と学校パートナーシップ事業
運営協議会開催要綱

資料3

令和4年度 事業の取組

新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

＜事業の目的＞

第1条 新潟市の設置する小学校，中学校，中等教育学校，特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が，さらなる学校教育活動の充実を図るとともに，社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき，豊かなコミュニティづくりのため，地域に開かれ，地域と共に歩むことができるように，学校と社会教育施設，地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し，学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし，新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

＜事業の内容＞

第2条 前条の目的を達成するため，次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など），社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他，事業を推進するために必要と認められる活動

＜実施校の選定＞

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，各学校区を単位として，事業の実施校を選定する。

＜推進会議の設置＞

第4条 事業を推進する組織として，実施校区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

＜推進会議の役割＞

第5条 推進会議は，次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他，事業の推進に関すること。

＜推進会議の構成＞

第6条 推進会議は，次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他，座長が必要と認める者

2 推進会議には，座長を置き，構成する者の互選により選出する。

<推進会議の開催>

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

<地域教育コーディネーターの配置>

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した実施校に地域教育コーディネーターを配置する。

2 地域教育コーディネーターは、別に定める募集要綱により、公募する。

3 地域教育コーディネーターの任用期間は1年として、任用の日からその年度末までとする。

4 地域教育コーディネーターは、地方公務員法に規定された「会計年度任用職員」として別に定める規則にしたがって服務する。

<地域教育コーディネーターの役割>

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設との調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

(1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。

(2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。

(3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。

(4) その他、事業の推進に関すること。

<学校における推進担当>

第10条 事業実施校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中から地域連携担当教職員を選任する。

2 地域連携担当教職員は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(1) 本市における社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動の推進に関する協議・検討に関すること。

(2) 広報活動、地域教育コーディネーターの養成に関すること。

(3) 事業実施後の検証・評価に関すること。

(4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

(1) 学識経験者

(2) コミュニティ協議会関係者

(3) 学校関係者

(4) 社会教育関係者

(5) ボランティア団体関係者

(6) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の会議は公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、教育委員会地域教育推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

文部科学省補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」

令和4年度 新潟市地域と学校パートナーシップ事業の取組

1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

2 今年度の活動と実績

(1) 地域教育コーディネーターの勤務

地域教育コーディネーターの職務

- 1 学校や地域団体、社会教育施設等との連絡、調整に関すること
- 2 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること
- 3 学校における地域の学びの拠点づくりに関すること
- 4 その他、事業の推進に関すること

1校当たりの年間勤務時間標準配当

小学校 9学級以下…585時間、10～19学級…635時間、20学級以上…675時間
 中学校 9学級以下…480時間、10～19学級…530時間、20学級以上…570時間
 中等教育学校…850時間 特別支援学校…635時間 高等学校…400時間

特別な出務に対する追加配当

複数制実施…10時間、新任コーディネーター…4時間、
 研修幹事…8時間、ウェルカム参観日…30時間

再配当

再配当を希望した89校に20時間を配当。コーディネーター複数配置校(73校)には年度末の打合せの時間として10時間を加えて配当(合計30時間)

<実施校数>

平成25年度に、市内全小・中・中等教育・特別支援学校での全校実施となった。
 令和2年度より高等学校2校を含む全ての市立学校(167校)で実施。

<地域教育コーディネーター数>

令和4年度の、コーディネーター数は、318人。(令和5年2月末現在)
 複数制を推奨してから300人前後で変動。

(2) 本事業にかかる研修

①全体研修

	開催日	会場	概要
第1回 研修会	令和4年5月11日(水) 北・東・江南区	東区プラザ	1 公民館, 図書館との連携 2 今年度の事業方針の説明 3 各区で顔合わせ・情報交換および 研修計画づくり (地域連携担当教職員, 地域教育コーディネーター を対象)
	令和4年5月13日(金) 秋葉・南・西蒲区	黒崎市民会館	
	令和4年5月17日(火) 中央・西区	黒崎市民会館	
第2回 研修会	令和4年8月1日(月) 新任校長対象	総合教育センター	「学校教育ビジョン具現のために 取り組む地域との連携・協働」
第3回 研修会	令和4年11月16日(水) 北・東・中央・江南区 小学校・特別支援学校	黒崎市民会館	1 公民館, 図書館との連携の実際 2 コミュニティ・スクール導入初年度の課題や 今後の展望 3 今後のパートナーシップ事業推進 (地域連携担当教職員, 地域教育コーディネーター を対象)
	令和4年11月21日(月) 秋葉・南・西・西蒲区 小学校・特別支援学校	黒崎市民会館	
	令和4年11月25日(金) 中学校・中等教育・高等学校	黒崎市民会館	

②新任地域教育コーディネーター研修

	開催日	会場	概要
第1回 研修会	令和4年4月21日(木)	東区プラザ	1 地域教育コーディネーターの職務 2 グループワーク
第2回 研修会	令和5年1月17日(火)	黒崎市民会館	1 職務の振り返り(成果と課題) 2 情報交換

③研修幹事会

回	開催日	会場	概要
第1回 幹事会	令和4年7月5日(火)	東区プラザ	研修企画の方法 情報交換 ※ 区ごとに連絡・調整をして実施
第2回 幹事会	令和5年1月20日(金)	黒崎市民会館	区研修の総括 情報交換 ※ 区ごとに連絡・調整をして実施

④区ごとの研修

研修会	会場	概要
区研修	区役所, 公民館など	各区の創意工夫による研修 (実施回数は区により異なる)

⑤ 教職員研修

	研修会名	開催日	対象	実施方法 指導者など
1	新任教頭研修	4月15日	新任教頭	資料（スライド投影）説明
2	学校運営マネジメント研修	4月18日	校長	資料（スライド投影）説明
3	初任者基礎的素養研修	6～8月	教職員	オンデマンド方式で実施 (説明の音声つき動画の配信)
4	中堅教諭等資質向上研修	6～8月	教職員	オンデマンド方式で実施 (説明の音声つき動画の配信)
5	新任事務職員研修	7月15日	新任事務職員	資料（スライド投影）説明
6	ミドルリーダー研修	9月29日	教職員 教職大学院生	資料（スライド投影）説明

(3) 本事業にかかる調査

① 新潟市生活・学習意識調査	令和4年11月
② 地域と学校パートナーシップ事業に関する意識調査	令和4年10～11月
③ 国及び市への事業報告書(地域学校協働活動本部)	令和5年1～2月
④ 勤務実態調査	令和3・4年度 実施なし

(4) 受賞 「CS」と「地域学校協働活動」一体的推進に係る文部科学大臣表彰

令和4年度より隔年で実施

別紙1を参照

※ 運営協議会の当日資料として、「パートナーシップ事業報告書」に掲載する「実績の推移」,
「市生活・学習意識調査結果」,「パートナーシップ事業意識調査結果」,「今年度の成果と課題」
を提示いたします。